

1. 工事概要

(1) 工事名称

高崎地区コバルト試験棟他建築改修工事

(2) 工事場所

量子科学技術研究開発機構 高崎量子技術基盤研究所
コバルト試験棟他

(3) 工期

契約日から令和8年3月27日（金）までとする。

(4) 工事概要

本仕様書は、量子科学技術研究開発機構（以下、QSTという。）の令和6年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費における「ガンマ線照射施設の更新」の一環として、当該業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。本工事は、災害時の被害拡大防止および迅速な再稼動の実現を目的として、コバルト試験棟及びコバルト60第1照射棟の建屋内外壁等の改修を行うものである。

(5) 工事種目

建築一式工事

(6) 設計図

14枚

(7) 工事用電力及び水

無償

(8) 別途工事

なし

(9) 管理区域作業

あり

(10) 支給材料

なし

(11) 貸与品

なし

(12) 撤去品

あり

2. 工事仕様

(1) 共通仕様

本工事仕様書に記載されていない事項は、原則として国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）建築工事標準詳細図、及び標準図の最新版によるものとする。

(2) 特記仕様

1. 一般共通事項

材料置場及び仮設設置物については、あらかじめQST監督員と打ち合わせるものとする。

(1) 提出書類

- | | |
|-------------------------|-----|
| a. 工事日報 | 1 部 |
| b. 現場代理人選任届 | 1 部 |
| c. 工程表 | 1 部 |
| d. 施工計画書 | 必要数 |
| e. 施工図 | 必要数 |
| f. 各種試験検査要領及び記録表類 | 必要数 |
| g. 官庁、その他法令に基づく申請に必要な書類 | 必要数 |
| h. 竣工図書 | |

工事が竣工したときに作成する竣工図は、以下のとおりとする。ただし、工事内容または工事規模により作成要領が異なる場合があるため、QST監督員と打ち合わせるものとする。

[竣工図] 1 部

(a) 設計図に準じた図面等を内容とする。

(b) 製本サイズは、A 4 判とする。

(c) 装丁は、簡易製本とし表紙に工事名称等を適宜記入する。

[竣工CADデータ] 1 部

[竣工図①]と同じ内容をjwc形式(JwCAD形式)及びdxf形式で提出する。

i. 工事写真

[工事写真帳] 1 部

(a) 工事竣工後では確認困難な箇所

(b) 設計変更の部分

(c) その他主要な工程及びQST監督員の指示する箇所

(d) 写真仕様

原則としてカラー写真とする。

写真は撮影箇所及び作業内容を表示すること。

j. その他QST監督員が指示するもの 必要数

(2) 設計変更

- | |
|---|
| a. 設計変更が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。 |
| b. 設計変更に関わる共通費は、設計変更により増減する直接工事費について増減するものとする。 |
| c. 工事数量の計算は、QST作成の図面ないし、QSTの承諾した受注者作成の施工図等により行うものとする。 |
| d. 数量は、すべて製品（仕上がり）の数量（重量）による。 |

(3) その他

- | |
|--|
| a. 受注者は、工事が完了しても、QSTの検査に合格し引き渡し完了するまでは、その工事目的物を管理しなければならない。ま |
|--|

- た、QSTがその工事目的物に他の工事を行うときは、協力するものとする。
- b. 本工事は、原則として工事仕様書及び添付図面に従って施工するものであるが、些少の部分であっても一切記載していない事項といえども技術上必要と認められるものは、QST監督員と協議のうえ実施すること。
 - c. 本工事に使用する材料を搬入するときは、QST監督員が指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うものとする。
 - d. 高崎量子技術基盤研究所で作業するときは、下記の法規・規則を遵守しなければならない。
 - (a) 建設業法
 - (b) 消防法
 - (c) 建築基準法
 - (d) 労働安全衛生法
 - (e) 内線規程
 - (f) 電気設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈
 - (g) 高崎量子技術基盤研究所電気工作物保安規程・同規則
 - (h) 高崎量子技術基盤研究所安全衛生管理規則
 - (i) 高崎量子技術基盤研究所事故対策規則
 - (j) 高崎量子技術基盤研究所防火管理規則
 - (k) 高崎量子技術基盤研究所環境配慮管理規則
 - (l) 高崎量子技術基盤研究所放射線障害予防規程
 - (m) 高崎量子技術基盤研究所放射線安全取扱手引
 - (n) 作業における安全性についての確認項目
 - (o) その他関係法令及び所内規程・要領
 - (p) QST監督員が安全上遵守しなければならないと判断したもの。
 - e. QSTが行う別途工事等とのトラブルがないようQST監督員との連絡を密に取り、工事全体の円滑な推進に協力するものとする。
 - f. 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適応する機器及び材料が発生する場合は、これを採用するものとする。
 - g. 工事に必要な諸手続(法令上及び所内規程)は受注者の責任において行うこと。
なお、詳細についてはQST監督員と協議すること。
 - h. 本工事で火気の使用にあたっては、適切な防火対策を講ずるとともにQST所定様式にて申請を行うこと。
 - i. 本工事においては原則として土・日曜日及び祝日は作業を行わないものとするが、やむを得ず作業する場合はQST監督員と協議のうえ所定の様式を事前に提出すること。
 - j. 本工事で使用する測定計器類は、校正されたものを使用し、証明記録を提出すること。
 - k. 撤去品は金属類及び産業廃棄物に区分けし、QST指定場所に整理して引き渡すこと。また、産業廃棄物については受注者処分とする。
 - l. 停電作業を行うにあたっては、QST監督員及び関係部署と操作手順等の打ち合せを十分に行い安全確保に努めて実施すること。
 - m. 工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全等の諸般の準備を行い、工事の安全かつ迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に

努めること。また、QSTの業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、作業でトラブル(人身事故、火災等)を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。

トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、臭気等が、QSTの通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法についてQSTと綿密に協議すること。

- n. 現場の納まり取合い等の関係で、材料の寸法、取付位置または工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図面に一切記載のないものであっても、軽微なものはQST監督員と協議し、受注者の負担において誠実に施工すること。
- o. 機器並びにその主要部品は既存設備の同等品または相当品とすること。
- p. 本仕様に記載がない事項については、QST監督員との協議及び指示による。
- q. 本工事の一部は放射線管理区域内の作業となるため、区域内作業者は放射線業務従事者登録を行うこと。
- r. 特定放射性同位元素の防護に関する秘密保持
受注者が本業務を履行するにあたり、量研による開示、量研への質問及び現地調査等により量研から取得した情報並びに本業務の履行の過程で生成した情報等のうち、量研が秘密と指定した情報及びこれを含む図表や文書等（以下、機微情報）について次のように扱い、本契約終了後においても同様とする。なお、機微情報については媒体を問わない。
 - (1) 機微情報は本業務の目的にのみ使用すること。
 - (2) 機微情報については厳に秘密を保持するものとし、第三者に開示しないこと。
 - (3) 再委託を行う場合は、その者に対して秘密の保てる措置を講じて必要な範囲内で機微情報を開示すること。
 - (4) 機微情報の処理・処分を要請されたときは、量研の指示に従って実行すること。
 - (5) 機微情報の漏えい及び漏えいの疑いが生じた場合は、直ちに高崎研に連絡すること。
 - (6) 本項に定めのない事項及び本項に関して疑義が生じた事項については、量研と誠意を持って協議し、その解決にあたること。
- s. 特定放射性同位元素の防護に関わる機微情報の閲覧について
本工事は特定放射性同位元素の防護に関わる施設の工事となるため、発注図書のうち、機微情報を含むものについては、入札交付申請時に交付される誓約書（別紙）の提出後、高崎量子技術基盤研究所管理部工務課にて閲覧等の対応を行う。

(1) 誓約書提出及び発注図書閲覧先

〒370-1292 群馬県高崎市綿貫町1233番地
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
高崎量子技術基盤研究所
管理部 工務課 加藤 凜
電話 027-335-8203

2. 工事共通事項

t. 本工事において外国人労働者を従事させる場合は、在留資格、就労ビザ等法令上必要な手続きがされていること。休祝祭日含まない7日前までに必要事項を記載した従事予定者全員の名簿の提出を行うこと。

- a. 検査に必要な機材、労力等はすべて受注者負担とし、内容等については別途協議すること。
- b. 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報をQSTの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりQSTの承認を受けた場合はこの限りではない。
- c. 受注者は異常事態等が発生した場合、QSTの指示に従い行動するものとする。
- d. 作業中に発見した不良箇所は、QST監督員に報告しその指示に従うこと。
- e. 本仕様書に疑義が生じた場合には、QST監督員と受注者間で協議を行い決定するものとする。
- f. 交通制限等を行う必要がある場合は、事前にQST監督員に報告しその指示に従うこと。

3. 工事内容及び

工事種目別特記事項

(1) コバルト試験棟改修工事

直接仮設工事	1式
壁等改修工事	1式
金属工事	1式
塗装工事	1式
撤去工事	1式
発生材処理	1式

(2) コバルト60第1照射棟改修工事

内壁改修工事	東西面	1式
発生材処理		1式

(要求者)

部課名：高崎量子技術基盤研究所 管理部 工務課
氏 名：加藤 凜